

別表 1 謝金上限額

区分		単位	単価 (円)	備考
会議、対談等出席謝金	会員	回	0	
	非会員	回	15,000	
講演謝金	会員	回	0	1時間程度
	非会員 (国内)	回	10,000	
	非会員 (海外)	回	30,000	
実習・実技指導謝金	会員	時間	0	30分単位で計算し支給する (15分以上切り上げ)
	非会員	時間	8,000	
労務提供		時間	労務提供場所の法定最低賃金に準ずる	

※講演時間が1時間を超える場合は1時間を基本単位として30分単位で計算し支給するものとする(15分以上切り上げ)。

※上記の上限額は、所定の源泉徴収額を控除した後の金額とする。